

新型コロナウイルス感染症の影響による 復職延期届【6月入所分（期間再延長後）】

新型コロナウイルス感染症の対応のため休園し、家庭で保育するために以下のとおり届け出ます（該当する項目に☑）。

*既に復帰済みの方または「復職延期届」を区に対し提出済みであり、復職延期時期を変更しない方は、改めてのご提出は不要です。

- 6月に育児休業から復職する予定を延期し、10月に復職する予定であることを届け出ます。
- 6月に育児休業から復職する予定を延期し、11月に復職する予定であることを届け出ます。
- 6月に育児休業から復職する予定を延期し、12月に復職する予定であることを届け出ます。
- 6月に育児休業から復職する予定を延期し、令和3年1月に復職する予定であることを届け出ます。
- 6月に育児休業から復職する予定を延期し、令和3年2月に復職する予定であることを届け出ます。
- 6月に育児休業から復職する予定を延期し、令和3年3月に復職する予定であることを届け出ます。

園児氏名 _____ (_____ 年 _____ 月 _____ 日生)

施設名 _____

<p>【保護者署名欄】</p> <p>_____ 年 _____ 月 _____ 日</p> <p>住 所 : 文京区 _____</p> <p>保護者氏名 _____ (印)</p>
--

※復職後に別途、復職証明書の提出が必要となります。